

後期高齢者医療制度
自己負担額を超えた額を支給します



高額介護合算療養費制度

1年間の医療保険と介護保険、両方の自己負担額を合算した額が、自己負担限度額を超えた場合に、超えた額を支給する制度。

合算期間(計算期間)

令和3年8月1日～令和4年7月31日

合算範囲

同一世帯内の後期高齢者医療の被保険者にかかる自己負担額

※高額療養費等の支給該当額は除きます。

申請方法

申請書に必要事項を記入し、保険医療課医療保険年金係、または各支所へ提出してください。

対象者

1月中旬に広島県後期高齢者医療広域連合から申請案内を送付します。

※いずれかの保険で異動があった方、住所地と介護保険の市町が異なる方には、申請案内を送付できない場合があります。該当する方は問い合わせください。

自己負担限度額(年額・世帯単位)

令和3年8月～令和4年7月診療分

区分 (毎年7月31日時点)		自己負担限度額 (医療保険+介護保険)
市町村民税 課税世帯	現役並み所得者Ⅲ (課税所得690万円～)	212万円
	現役並み所得者Ⅱ (課税所得380万円～)	141万円
	現役並み所得者Ⅰ (課税所得145万円～)	67万円
	一般	56万円
市町村民税 非課税世帯	低所得者Ⅱ	31万円
	低所得者Ⅰ	19万円

支給方法

医療保険と介護保険で案分し、それぞれの保険から被保険者に支給します。

※医療保険、または介護保険のどちらかの自己負担額が0円の場合や、自己負担限度額を超えた合算額が500円以下の場合には支給されません。

☎保険医療課 医療保険年金係
☎お太助フォン 42-5619 ☎42-2130

大腸がん検診を受けましょう



市の助成を使って大腸がん検診を受けることができます。検診内容は、便を検査するだけの簡単な検診です。

対象者

本市に住民票がある40歳以上の方
※今年度、本市の総合健診、人間ドック健診、職場の健診などで大腸がん検診(便潜血2回法)を受けた方は対象外です。

自己負担金

400円(助成後の額)
※国民健康保険加入者・後期高齢者医療保険加入者、生活保護受給者は自己負担はありません。
※3月31日(水)までの受診が助成の対象です。

申込方法

指定医療機関に電話で申し込んでください。
※市が行う大腸がん検診を希望する旨を必ず伝えてください。

指定医療機関

吉田町	JA吉田総合病院	☎42-5372
	井上内科医院	☎42-0005
	えのきクリニック	☎47-0111
	こだま整形外科医院	☎43-2800
	佐々木クリニック	☎43-1111
	平原内科医院	☎42-0446
八千代町	診療所 さわさき	☎42-3431
	児玉医院	☎52-2511
美土里町	津田医院	☎54-0699
高宮町	佐々部診療所	☎57-0022
	徳永医院	☎45-2032
	平岡医院	☎45-2002
甲田町	増田ファミリークリニック	☎45-2031
	政永内科・まさなが歯科クリニック	☎45-7711
向原町	かどます佐々木医院	☎46-2065
	中村医院	☎46-5588

☎健康長寿課 健康推進係
☎お太助フォン 42-5633 ☎47-1282

大腸がん検診精密検査費用を
助成します



《対象者》 ※下記の全てに該当する方

- 本市に住民票がある方
- 大腸がん検診の結果、要精密検査と診断され大腸内視鏡検査を受けた方
- ※職場で健診を受けた方や被扶養者も申請できます。
- ※便潜血検査のみの場合は対象外です。

助成額

2,000円
※検査費用が2,000円を超えない場合は、検査費用のみ助成します。

申請期限

検査受診日から6か月以内

申請時必要書類等

- 大腸がん検診精密検査費用助成申請書兼請求書(市ホームページからダウンロードできます)
- 精密検査の領収書
- 口座番号が確認できるもの
- 精密検査結果が確認できるもの
- 本人確認ができる書類(健康保険証など)

申請方法

申請書に必要事項を記入し、健康長寿課健康推進係、または各支所窓口係へ提出してください。

☎健康長寿課 健康推進係
☎お太助フォン 42-5633 ☎47-1282

軽自動車の車検時
納税証明書提示が不要になります



1月から、軽自動車税(種別割)の納税情報を、軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)により軽自動車検査協会で電子的に確認できるようになります。これにより車検に必要な納税証明書が原則不要になります(二輪・原付・小型特殊は対象外)。

※納税情報が軽JNKSに登録されるまで、日数を要する場合があります。車検を急いでいる方は早めに納付してください。

※軽自動車税(種別割)の未納がない場合に限りです。

☎税務課 市民税係
☎お太助フォン 42-5614 ☎42-2130

障害者控除対象者認定書を
発行します



障害者控除対象者認定書

所得税などの申告時に提示することで、本人およびその方を扶養している方が「障害者控除」または「特別障害者控除」を受けることができる認定書。

《対象者》 ※下記の全てに該当する方

- 本市に住民票がある65歳以上の方
- 精神または身体に障害がある方(認知症を含む)
- 障害の程度が日常生活で常に介護を必要とする程度の方

障害者手帳を持っている場合

手帳を提示することで、等級に応じた「障害者控除」または「特別障害者控除」を受けることができますが、この認定を受けることで、介護が必要な状態によっては、「特別障害者控除」の対象になる場合があります。
※家族が代理で申請することもできます。

☎保険医療課 介護保険係
☎お太助フォン 42-5618 ☎42-2130

ヘルプマーク・ヘルプカード



周囲に支援や配慮を伝えにくい方や、外見から障害が分かりにくい方が、周囲から支援や配慮を得やすくなるための「ヘルプマーク」と「ヘルプカード」を無償で配布しています。

所持した方を見かけたときは、できる範囲での支援や配慮をお願いします。

配布場所

- 社会福祉課障害者福祉係
- 各支所窓口係



☎社会福祉課 障害者福祉係
☎お太助フォン 42-5615 ☎42-2130